

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

本 別 町 農 業 委 員 会  
第 2 回 総 会 議 事 録

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

自 平成29年7月28日  
至 平成29年7月28日

本 別 町 農 業 委 員 会

## 第2回本別町農業委員会総会議事録

開催日時	平成29年7月28日（金曜日）											
開催場所	本別町役場 3階会議室											
開催及び 閉会日時	開 会	平成29年7月28日			午後0時56分							
	閉 会	平成29年7月28日			午後1時15分							
出席委員 (15名)	議 席	委 員 名			出	欠	議 席	委 員 名			出	欠
	1番	佐々木 幸一			○		9番	小坂好弘			○	
	2番	斎 等			○		10番	久常直樹			○	
	3番	河野一紀			○		11番	齊藤一成			○	
	4番	牧田安史			○		12番	中野康夫			○	
	5番	石山ひろのり			○		13番	細田昇			○	
	6番	山西輝美			○		14番	荒木幸造			○	
	7番	荒 哲弘			○		15番	風間進			○	
	8番	川初光章			○							
職務のため出席 した者の職名		事務局長 郡 弘 幸 主 査 吉 村 圭 主 事 山 崎 拓										
議 長		会 長 山 西 輝 美										
議事録署名委員		3番 河野一紀 委員 4番 牧田安史 委員										

## 第 2 回本別町農業委員会総会

### 議事日程

#### 開会宣言

日程 1 議事録署名委員の指名 3 番 河野一紀委員 4 番 牧田安史委員

日程 2 報告第 1 号 農地転用に係る完了届について

日程 3 議案第 1 号 現況証明願について

日程 4 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

日程 5 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

日程 6 議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法に基づく計画について

日程 7 議案第 5 号 下限面積（別段の面積）の設定について

#### 閉会宣言

## 第2回 本別町農業委員会総会

(議事録)

開会宣言	(午後0時56分)
山西議長	みなさんこんにちは。本日は、農業委員会総会の開催にあたり、委員の皆様には公私共何かとお忙しい中、ご出席を頂きまして誠にありがとうございます。 それでは、只今から、第2回本別町農業委員会総会を開催いたします。 本日の出席委員は15名です。 よって定数に達しておりますので、本総会は成立しております。
日程1	<b>議事録署名委員の指名</b>
山西議長	議事録署名委員を指名致します。 本日の議事録署名委員は、会議規則第14条により、3番河野一紀委員、4番牧田安史委員を指名しますのでよろしくお願い致します。
日程2	<b>報告第1号 農地転用に係る完了届について</b>
山西議長	報告第1号、農地転用に係る完了届について、を議題とします。 事務局より報告内容の説明を求めます。
山崎主事	報告第1号、農地転用に係る完了届について 次のとおり、農地法第4条の規定による農地転用事業に係る完了届のあったものについて報告する。 平成29年7月28日、本別町農業委員会会長。 番号1番朗読。 以上です。
山西議長	次に、調査委員長から調査結果について報告願います。
牧田委員	報告第1号1番について報告いたします。平成29年7月6日に、私牧田と新津委員、斎委員、の3名で調査をしてまいりました。 平成26年9月5日付け本農委第25の5号で許可した本件について、計画どお

<p>山西議長</p>	<p>り転用が完了していたことを確認してまいりましたので報告いたします。</p> <p>只今、事務局並びに調査委員長から説明がありましたが、この報告に対する質疑を行います。どなたか質問ありませんか。</p> <p>(ありませんとの声)</p>
<p>山西議長</p>	<p>質問がないようですので、報告第1号はこれで報告済みと致します。</p>
<p>日 程 3</p>	<p><b>議案第1号 現況証明願について</b></p>
<p>山西議長</p>	<p>議案第1号 現況証明願について、を議題とします。</p> <p>はじめに、1番について提案致します。</p> <p>事務局より提案内容の説明を求めます。</p>
<p>山崎主事</p>	<p>議案第1号 現況証明願について 次のとおり現況証明願があったので審議の上、証明書を発給するものとする。</p> <p>平成29年7月28日 本別町農業委員会会長</p> <p>番号1番朗読。</p> <p>以上です。</p>
<p>山西議長</p>	<p>次に、調査委員長から調査結果について報告願います。</p>
<p>牧田委員</p>	<p>議案第1号1番について報告いたします。調査日、調査委員については報告第1号1番と同じです。</p> <p>本申請地は、登記簿上は農地になっていますが、現況は66番3、66番5は宅地化して相当年経過、66番15は当初から山林であると見られることから、現況証明の発行は止むを得ないものと見て参りましたので報告いたします。</p>
<p>山西議長</p>	<p>只今、事務局並びに調査委員長から説明がありましたが、この議案に対する質疑を行います。どなたか質問ありませんか。</p> <p>(ありませんとの声)</p>
<p>山西議長</p>	<p>質問がないようですのでお諮りします。議案第1号 1番は提案のとおり証明書を発給することに異議ありませんか。</p> <p>(ありませんとの声)</p>

<p>山西議長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第1号1番は提案のとおり証明書を発給することに決定されました。</p> <p>次に、2番について提案致します。</p> <p>事務局より提案内容の説明を求めます。</p>
<p>山崎主事</p>	<p>番号2番朗読。</p> <p>以上です。</p>
<p>山西議長 牧田委員</p>	<p>次に、調査委員長から調査結果について報告願います。</p> <p>議案第1号2番について報告いたします。調査日、調査委員については報告第1号1番と同じです。</p> <p>本申請地は、登記簿上は農地になっていますが、現況は宅地化して相当年経過していると思われることから、現況証明の発行は止むを得ないものと見て参りましたので報告いたします。</p>
<p>山西議長</p>	<p>只今、事務局並びに調査委員長から説明がありましたが、この議案に対する質疑を行います。どなたか質問ありませんか。</p> <p>(ありませんとの声)</p>
<p>山西議長</p>	<p>質問がないようですのでお諮りします。議案第1号2番は提案のとおり証明書を発給することに異議ありませんか。</p> <p>(ありませんとの声)</p>
<p>山西議長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第1号2番は提案のとおり証明書を発給することに決定されました。</p> <p>次に、3番について提案致します。</p> <p>事務局より提案内容の説明を求めます。</p>
<p>山崎主事</p>	<p>番号3番朗読。</p> <p>以上です。</p>

山西議長	次に、調査委員長から調査結果について報告願います。
牧田委員	議案第1号3番について報告いたします。調査日、調査委員については報告
	第1号1番と同じです。
	本申請地は、登記簿上は農地になっていますが、現況は宅地化して相当年経過していると思われることから、現況証明の発行は止むを得ないものと見て参りましたので報告いたします。
山西議長	只今、事務局並びに調査委員長から説明がありましたが、この議案に対する質
	疑を行います。どなたか質問ありませんか。
	(ありませんとの声)
山西議長	質問がないようですのでお諮りします。議案第1号3番は提案のとおり証明書
	を発給することに異議ありませんか。
	(ありませんとの声)
山西議長	異議なしと認めます。
	したがって、議案第1号3番は提案のとおり証明書を発給することに決定されま
	した。
	次に、4番について提案致します。
	事務局より提案内容の説明を求めます。
山崎主事	番号4番朗読。
	以上です。
山西議長	次に、調査委員長から調査結果について報告願います。
牧田委員	議案第1号4番について報告いたします。調査日、調査委員については報告
	第1号1番と同じです。
	本申請地は、登記簿上は農地になっていますが、現況は宅地化して相当年経過していると思われることから、現況証明の発行は止むを得ないものと見て参りましたので報告いたします。
山西議長	只今、事務局並びに調査委員長から説明がありましたが、この議案に対する質

	疑を行います。どなたか質問ありませんか。
風間委員	はい。
山西議長	はい、風間委員。
風間委員	ちなみに54の8は地目は何なのですか。つながってないのですが。
山西議長	分筆したからであって、54の8は、今回の議案には関係ありますか。
風間委員	いえいえ、関係ないと言われれば、それまでかも。ちなみに聞いてます。
郡事務局長	畑以外です。54の15は入っていくところの取り付け道路です。
山西議長	ほかにございませんか。
	(ありませんとの声)
山西議長	質問がないようですのでお諮りします。議案第1号4番は提案のとおり証明書を発給することに異議ありませんか。
	(ありませんとの声)
山西議長	異議なしと認めます。
	したがって、議案第1号4番は提案のとおり証明書を発給することに決定されました。
<b>日 程 4</b>	<b>議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について</b>
山西議長	議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、を議題とします。
	事務局より提案内容の説明を求めます。
山崎主事	議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について。
	次のとおり、農地法第4条の規定による許可申請があったので、許可の可否について議決を求める。
	平成29年7月28日、本別町農業委員会会長。
	なお、農地区分の判断については、別添農地転用許可申請に係る審査表を添付しましたので説明を省略させていただきます。
	番号1 番号朗読。
	以上です。



<p>山西議長 牧田委員</p>	<p>次に、調査委員長から調査結果について報告願います。</p> <p>議案第2号1番について報告いたします。調査日、調査委員については報告第1号1番と同じです。</p>
	<p>本申請は、農場敷地に隣接する農地に農家住宅を建設する転用申請であり、敷地内には適当な場所はなく、近隣農地や家畜に対する影響はないことから、転用は止むを得ないと判断いたしましたので報告いたします。</p> <p>なお、農振除外申請中です。</p>
<p>山西議長</p>	<p>只今、事務局並びに調査委員長から説明がありましたが、この議案に対する質疑を行います。どなたか質問ありませんか。</p> <p>(ありませんとの声)</p>
<p>山西議長</p>	<p>質問がないようですのでお諮りします。議案3号は提案のとおり許可することに異議ありませんか。</p> <p>(ありませんとの声)</p>
<p>山西議長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第3号は提案のとおり許可することに決定されました。</p>
<p>日 程 5</p>	<p><b>議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について</b></p>
<p>山西議長</p>	<p>議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、を議題とします。</p> <p>事務局より提案内容の説明を求めます。</p>
<p>山崎主事</p>	<p>議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について。</p> <p>次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請があったので、許可の可否について議決を求める。</p> <p>平成29年7月28日、本別町農業委員会会長。</p> <p>なお、農地区分の判断については、別添農地転用許可申請に係る審査表を添付しましたので説明を省略させていただきます。</p> <p>番号1番朗読。</p> <p>以上です。</p>

山西議長	次に、調査委員長から調査結果について報告願います。
牧田委員	議案第3号1番について報告いたします。調査日、調査委員については報告第1号1番と同じです。
	本申請は、砂利採取による一時転用の申請であり、農地から砂利を採取後、埋め戻して農耕適地にするものであるため、一時転用は止むを得ないものと見て参りましたので報告いたします。
山西議長	只今、事務局並びに調査委員長から説明がありましたが、この議案に対する質疑を行います。どなたか質問ありませんか。
	(ありませんとの声)
山西議長	質問がないようですのでお諮りします。議案3号は提案のとおり許可することに異議ありませんか。
	(ありませんとの声)
山西議長	異議なしと認めます。 したがって、議案第3号は提案のとおり許可することに決定されました。
日 程 6	<b>議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく計画について</b>
山西議長	議案4号農業経営基盤強化促進法に基づく計画について、を議題とします。 1番から3番について一括提案いたします。 事務局より提案内容の説明を求めます。
吉村主査	議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく計画について。次のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について決議を求め。平成29年7月28日、本別町農業委員会会長。 番号1番から3まで朗読。 以上です。
山西議長	只今、事務局から説明がありましたが、この議案に対する質疑を行います。どなたか質問ありませんか。  (ありませんとの声)

山西議長	<p>質問がないようですのでお諮りします。議案第4号は提案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(ありませんとの声)</p>
山西議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第4号は提案のとおり決定されました。</p>
日 程 7	<p><b>議案第5号 下限面積(別段の面積)の設定について</b></p>
山西議長	<p>議案第5号 下限面積(別段の面積)の設定について、を議題とします。</p> <p>事務局より提案内容の説明を求めます。</p>
山崎主事	<p>議案第5号 下限面積(別段の面積)の設定について</p> <p>平成21年12月施行の改正農地法により、農業委員会が、農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域内の全部又は一部についてこれらの面積の範囲で別段の面積を定めるところにより、これを公示したときは、その面積を下限の面積として設定できることになりました。</p> <p>これにより、毎年、下限面積(別段の面積)の設定又は修正の必要性について審議する必要があるため、今年度の下限面積(別段の面積)の設定について以下のとおり提案いたします。</p> <p>平成29年7月28日、本別町農業委員会会長</p> <p>(1)番 農地法施行規則第17条第1項の適用について</p> <p>方針、現行の下限面積(別段の面積)2ヘクタールの変更は行わない。</p> <p>理由、2015農林業センサスで、管内の農家で2ヘクタール以上の農地を耕作している農家が全農家数の9割を超えており、現在における状況においても変化はないため。</p> <p>(2)番 農地法施行規則第17条第2項の適用について</p> <p>方針としては、現行の下限面積(別段の面積)2ヘクタールの変更は行わない。</p> <p>理由、管内の耕作放棄地率は1%以下と低い現状であるため。</p> <p>以上です。</p>

山西議長	<p>只今、事務局から説明がありましたが、この議案に対する質疑を行います。どなたか質問ありませんか。</p> <p>(ありませんとの声)</p>
山西議長	<p>質問がないようですのでお諮りします。議案第5号は提案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(ありませんとの声)</p>
山西議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第5号は提案のとおり決定されました。</p>
山西議長	<p>以上で、本日の総会に提案された案件は全て終了しました。これで会議を閉じます。ご苦労さまでした。</p> <p>午後1時15分終了する。</p>

以上、会議のてん末を録し議事録とする。

以上のとおり相違ないことを認め署名する。

平成 29 年 7 月 28 日

議 長

署名委員

署名委員